

公益財団法人名古屋産業振興公社

ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金交付要綱

(通則)

第1条 ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、この要綱に定めのない事項については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）を準用し、公益財団法人名古屋産業振興公社理事長（以下「理事長」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 一の大企業（中小企業者以外の者）が発行済みの株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
 - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者
- (3) 技術等PR動画 中小企業者が新規顧客獲得又は新分野進出を目的として、技術又は製品の独自性又は優位性等を効果的に説明する動画をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、ニューノーマル時代における経済活動の変化に対応するために、オンライン展示会等を活用して新規顧客獲得又は新分野進出に取り組む、名古屋市内（以下「市内」という。）で製造業を営む中小企業者に対し、自社のホームページ等で公開するための技術等PR動画の制作に要する経費の一部を補助することにより、市内製造業の事業の継続及び拡大に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 中小企業者のうち、製造業に属する事業を営むものであること。
- (2) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に規定する公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人でないこと。

- (3) みなし大企業でないこと。
- (4) 市内に本社又は支社・事業所等があること。
- (5) 営利を目的とした事業を営むものであること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 反社会的勢力に該当する又は今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号に規定する事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。
- (10) 政治又は宗教団体でないこと。
- (11) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。
- (12) 交付申請の日に属する年度において、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業のうち、オンライン展示会等への出展支援の支援対象者として選定されていること。
- (13) その他補助金を交付することについて、理事長が不相当と認める事由のないこと。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が第1条に規定する交付の目的を達成するために行う事業のうち、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計が10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上であること。
- (2) 第6条第1項に該当する補助対象経費が含まれていること。
- (3) 技術等PR動画を制作し、自社のホームページ等で公開することにより、新規顧客獲得又は新分野進出に取り組む具体的な計画があること。
- (4) 補助対象経費が、名古屋市の他の補助金の交付対象となっていないこと。
- (5) その他補助金を交付することについて、理事長が不相当と認める事由のないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 動画制作事業者への制作委託費
- (2) その他理事長が必要と認める経費

2 前項第1号の経費には、次の各号に該当する経費は含まないこととする。

- (1) テレビコマーシャルの制作に係る経費
- (2) 単なるイメージ映像（視聴する者に技術又は製品の独自性又は優位性等を具体的に想起させないもの）の制作に係る経費

- (3) 自主制作の動画の制作に係る経費
- (4) 経営者等の半生記又は自叙伝に類するものの制作に係る経費
- (5) その他理事長が定める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額が10万円を超える場合は10万円）を限度とする。

2 補助金の額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、理事長が定める日までに、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2-1号）
- (2) 事業計画書（様式第2-2号）
- (3) 法人にあつては、交付申請の日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書。個人にあつては、交付申請の日の前3か月以内に発行された住民票の写し
- (4) 交付申請の日の前3か月以内に発行された市税に関する滞納がない旨の証明
- (5) 技術等PR動画の制作委託等に係る見積書の写し
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 理事長は、前条に規定する交付の申請があつたときは、当該申請の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該申請をした者に対し、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する審査を行い、補助金を交付すべきでないとしたときは、速やかに補助金の不交付の決定を行い、当該申請をした者に対し、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(交付の条件)

第10条 理事長は、前条第1項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更をする場合においては、理事長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、理事長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者が代表者又は住所等を変更したときは、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金代表者等変更届（様式第5号）に必要な書類を添付して速やかに理事長に提出すること。
- (6) この要綱及び規則の規定に従うこと。
- (7) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

（申請の取下げ）

第11条 第8条に規定する申請を行った者は、第9条第1項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書類を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更の承認）

第12条 補助事業者は、第10条第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金事業変更承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

（中止又は廃止の承認）

第13条 補助事業者は、第10条第3号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、理事長が定める日までに、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金事業実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 制作した技術等PR動画が公開されている画面を示す書類
- (3) 補助対象経費に係る契約が分かる書類の写し
- (4) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (5) 補助対象経費に係る領収書又は支払の事実を確認できる書類の写し

(6) その他理事長が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 理事長は、前条に規定する実績の報告を受けたときは、当該報告の内容について審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした者に対し、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金の額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 前条に規定する通知を受けた者は、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を請求するものとする。

(交付)

第17条 理事長は、前条に規定する交付の請求を受けたときは、当該請求の内容について確認し、当該請求をした者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第18条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、この要綱又は名古屋市条例その他関係法令等に違反したとき。
- (3) 交付の決定後に補助事業者が第4条各号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 補助事業者が、虚偽の申請等の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助事業の計画変更等により、補助金の交付決定額を減額すべきとき。
- (6) 補助事業者及びその役員又は従業員が、重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (7) オンライン展示会等への出展支援の支援対象者として選定された後、補助事業者の都合により当該オンライン展示会等への出展を取りやめたとき。
- (8) その他補助金の交付の目的が達成されないと理事長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

- 第19条 理事長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、ものづくり企業技術・販路マッチング支援事業技術等PR動画制作補助金返還請求書(様式第13号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付するものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付するものとする。
- 5 第2項及び前項に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(関係書類の保存期間)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

- 第21条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(成果の発表)

- 第22条 理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(協力事項)

- 第23条 補助事業者は、情報の提供、ヒアリングへの対応等の出席について補助事業者の負担において理事長に協力するものとする。

(その他)

- 第24条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。